

議案第31号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正)

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和2年6月18日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度の休業日の特例)

- 6 令和2年度の高等学校における休業日に関する第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「7月21日から8月27日まで」とあるのは「8月6日から8月17日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

令和2年度に限り、横須賀市立横須賀総合高等学校の夏季休業日を短縮し、新型コロナウイルス感染症予防対策（臨時休業）により減じられた授業日数を確保するため。

(参考) 教育長に委任する事務等に関する規則 (抜粋)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

附 則

- 5 廃止前の横須賀市立高等学校学則の規定による横須賀市立工業高等学校全日制の課程建築科、化学科及び土木科並びに定時制の課程化学科は、平成13年3月31日に当該科に在学する者があるときは、改正後の横須賀市立高等学校の管理運営に関する規則の規定にかかわらず、その者が当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(令和2年度の休業日の特例)

- 6 令和2年度の高等学校における休業日に関する第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「7月21日から8月27日まで」とあるのは「8月6日から8月17日まで」とする。